

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成26年9月2日
戦略企画部

県民の声を受けて、8月18日及び9月1日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は29件ですが、このうち4件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は33件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A又はBを印した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。(件)

区分	提案 意見	苦情	要望	照会	相談	激励 賛同	その他	計
件数	24	3	2	3		1		33

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。(件)

部局等	区分	既 に 実 施 し て い る	県 民 の 声 を 受 け て 実 施 し た	今 年 度 内 に 反 映 し たい	次 年 度 以 降 に 反 映 し たい	施 策 の 参 考 と す る	反 映 は 困 難 で あ る	計
防災対策部								
戦略企画部		3				2		5
総務部		2				1		3
健康福祉部		7				1	1	9
環境生活部		1				1	1	3
地域連携部		1	1				1	3
農林水産部		2						2
雇用経済部		1						1
県土整備部						1		1
出納局								
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局		3						3
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		1			1	1		3
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		21	1		1	7	3	33

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを印したもの）

ア 職員に関するもの

・職員の失職についての提案・意見 No. 6

(2) 「県民の声を受けて実施した」もの（別表の整理番号欄にBを印したもの）

ア 県政への反映区分のうち「県民の声を受けて実施した」もの No. 21

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成26年8月18日、同年9月1日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A、Bを印したものは、今月の主な内容(2件)
- Aは職員に関するもの(1件)
- Bは「県民の声を受けて実施した」案件で、県民サービス向上のため業務の改善等へ反映したもの(1件)

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1	2014/7/18	封書・葉書	提案意見	平和のメッセージ運動について	戦略企画部	戦略企画総務課	この度は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。先の大戦の終戦から、今年で69年を迎えることとなります。現在の我が国の平和と繁栄が、戦争によって命を落とされた方々の尊い犠牲と、戦後の国民の皆さんの多大な努力の上に築かれていることを、決して忘れてはならないと考えています。一方で、長い年月が過ぎ去り、戦争の悲惨な実態と教訓の風化が懸念されることから、県民の皆さん、特に次の世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、理解を深めていただくことが、より大切になってきていると考えています。県では、市町の協力も得ながら毎年平和に関連するパネル展を県内各地で開催しています。また、戦争体験朗読CDなどの資料の貸し出し、ホームページでの「戦争資料館」の運営などにも取り組んでいます。平和な社会であることが『幸福実感日本一』の三重を実現するための前提であると、知事以下認識しており、いただいたご意見も参考に、今後とも、平和への思いを持って、県政を推進してまいります。	施策の参考とする
2	2014/7/31	封書・葉書	提案意見	三重県の地域区分について	戦略企画部	政策提言・広域連携課	「近畿」や「中部」といった地方の区分については、法律などに基づいて一律に定められているわけではなく、歴史的背景や地理的条件、経済的・社会的関係など様々な事柄を考慮して分類されているようです。教科書等の分類につきましても、統一的な基準を設けてはおらず、社会経済情勢や学術研究の成果などいろいろな事柄に基づき、それぞれの発行会社が判断されているとのこと。地理的に三重県は、「近畿」と「中部」の結節点に位置し、それぞれの中心都市である名古屋や大阪にも近いことから、生活や文化、経済など様々な面で両圏域との関わりを持っています。そのため、「近畿」、「中部」のいずれか一方の立場ではなく、両方の地方に属しているとの考えで県行政を進めているところです。	すでに実施している
3 (15)	2014/6/25	電話	苦情	民生委員制度について及び県の広報紙について	戦略企画部	広聴広報課	この度は「県政だより みえ」に関してご連絡をいただき、ありがとうございます。県では平成26年4月からテレビのデータ放送で県政の情報をお届けすることに併せ、お近くの公共施設や民間施設に配置のご協力をお願いし、県民の皆様が手軽に入手できる環境の整備を進めたところです。配置場所は、公共施設では、市役所・町役場、図書館、公民館などに、また、民間施設では、ショッピングセンター、スーパーマーケット、コンビニ、郵便局、農協、漁協、地方銀行(百五・三重・第三の各銀行)、総合病院、鉄道の主要駅などに置かせていただいています。今回の配置方法の見直しに関しては、26年2月号及び3月号の「県政だより みえ」においてご案内をさせていただきました。4月号以降の県政だよりについても毎月、県政だよりをテレビのデータ放送で見る操作方法についてご案内しています。また、今年度から県政情報を新聞の折込チラシによりお届けすることとし、年3回の発行を予定しています。第1回目を5月2日にお届けしたところです。今後とも、様々な媒体を活用して、紙でもデータ放送でも、県の情報を県民の皆様にお伝えしていけるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。	すでに実施している
4	2014/8/1	電子メール	照会	県民の声を公開について	戦略企画部	広聴広報課	この度いただきました、さわやか提案箱に寄せられる要望や意見の反映基準についてのご照会につきまして回答いたします。さわやか提案箱にいただきましたご意見等は、県民の声相談室から担当所属へお届けし、内容を要約して県の考え方とともに、県ホームページに掲載させていただいておりますが、個人情報等を含むものや担当所属が公開に適さないと判断したもの、担当所属が無いものなどについては掲載していません。なお、以前いただきましたオープンデータの推進に関するご要望につきましては、県庁各部にお届けしましたが、当時はオープンデータの推進に関する担当所属が無く、県庁内において特段の取組も行われていなかったため、ホームページへの掲載の対象となりませんでした。	すでに実施している
5	2014/8/7	電子メール	提案意見	三重県のウェブサイトについて	戦略企画部	広聴広報課	平素は、本県のWebサイトをご利用いただきありがとうございます。また、この度は貴重なご提案をいただきありがとうございます。Webサイトにつきましては、平成26年度から平成27年度までにかけて、サイト構造やデザインなど抜本的な見直しを行い、平成28年度から新たなWebサイトの運用を開始する予定であり、その見直しの中で、ソーシャルメディアと連携した効果的な情報発信のあり方についても、ご提案の内容も含めて検討を行っていくこととしております。今後とも、Webサイトの運用にご協力いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
6 (A)	2014/6/30	電子メール	提案意見	職員の失職について	総務部	人事課	この度の元職員の一連の行為により、県民の皆様にご心配ご迷惑をおかけいたしましたことについて、深くお詫び申し上げます。失職した元職員の給与等につきましては、弁護士と相談の上、返還請求について検討していきたいと考えています。今回の事案が起こった背景について調査・検証し、二度とこのようなことが起こらないように、再発防止に努めてまいります。また、職員一人一人のコンプライアンス意識の向上を進めるとともに、三重県職員としての自覚や社会的責任を強く認識するよう、全職員に対して働きかけていきます。	施策の参考とする

7	2014/7/14	電子メール	提案意見	不動産取得税に関する対応について	これまで3者の共有名義であった居宅の登記を夫のみの登記に直し、県税事務所にて不動産取得申請書の書き方について説明を受けました。単独名義にする事情について、県税事務所に話したところ、根拠となる書類、領収書を提出するよう言われ、再度、県税事務所に行き、提出しましたところ、職員がコピーを取りました。何度かのやり取りの後、先月、県税事務所から所有家屋の所有権移転状況についての書類が届き、その書類には、新築時の所有持ち分を書くように書いてあったため、他の2名に署名、押印、移転理由を記載してもらい、県税事務所へ送付しました。ところが、先日届いた納税通知書には新築当時の持ち分での計算でした。不動産取得税法第73条には、不動産移転時期となっておりますので、これは間違いではないかと県税事務所に伝えていますが、訂正できないと一方的に言われています。県税事務所が取った領収書のコピーは証拠となる根拠とはならないのですか。また、夫が何度もお願いをしている、県にある不動産取得税に関する詳しい情報が欲しいというは却下されるようなことですか。夫は納得できる回答があれば、納税は義務であると考えており、納税者に説明するのは県税事務所の仕事だと思うのですが、解決方法をご教示ください。不服申し立ては県知事に言うようにとのことでしたので、よろしくお願い致します。	総務部	税収確保課	日頃は県税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。県税の賦課徴収に関する事務については、三重県税条例第6条の2の規定により、知事から課税地を所管する県税事務所の長に委任されています。このため、お問い合わせいただきました内容は所管の県税事務所へ連絡いたしましたので、改めて県税事務所よりご説明させていただくこととなります。ご理解のほどよろしくお願い致します。なお、今回の賦課処分について不服があるときは、納税通知書の裏面に記載されているように、三重県知事に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。この手続についても県税事務所からご案内いたしますので、よろしくお願い致します。	すでに実施している
8	2014/7/29	電話	要望	税金の納付連絡について	息子が2年程前に1年間程三重県に住んでいた時に、税金を滞納してしまして、その通知が届きましたので、親が支払いますと伝えましたが、息子の勤務先に給料差押えの調査が入りました。そのような事がおこると困ると思い、事前に連絡したにも関わらずその時には何も言ってくれませんでした。親が分割して納付する事になり、1回分を支払った時に何故会社に調査が入ったのか聞いたら「滞納した方が悪い」と言われました。そうかもしれませんが、なぜ言ってくれなかったのですか。担当者は意地悪で悪意に満ちています。また、これから先、納付の都度電話する様に言われました。県外から電話すると電話代もかかりますので、FAXで連絡したいのですが駄目なのでしょうか。	総務部	税収確保課	この度は、職員の電話対応で不愉快な思いをされたことにつきまして、お詫び申し上げます。職員には普段から電話対応等、接遇マナーには注意をするよう指示しているところですが、今回のご指摘を受けて、担当職員はもちろん職員全員に改めて注意をしました。また、今回の件につきましては、担当者の説明不足もありましたが、現に滞納となっている場合には、県が徴収上必要と認める範囲において調査は行っていますので、ご理解をお願いします。なお、納付連絡につきましてはFAXでも大丈夫です。今後、同様のことが起きないように、職員の電話対応等については上席者が常に注意を払い、職員同士も声を掛け合いお互いに注意をするなど、接遇マナーの向上に一層努めてまいります。	すでに実施している
9 (32)	2014/7/1	電子メール	提案意見	上げ馬神事について	伝統的な行事だということですが、馬にとって怪我等危険を伴うものだと知りました。現代の時代に合った生き物に優しいご判断をご検討していただければ幸いです。	健康福祉部	食品安全課	ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、これまで動物愛護管理の観点から、殴打等により馬を不必要に興奮させるといった取扱いを防止するため、上げ馬神事開催者側に対し指導を行ってきました。今後も適正な取扱いが徹底されるよう、必要に応じて改善を求めていきます。なお、いただいたご意見については上げ馬神事関係者に伝えさせていただきます。	すでに実施している
10	2014/7/4	面談・来訪	提案意見	営業許可申請について	保健所に提出する営業許可申請のことで、意見があります。イベント等で飲食店を出店する場合、臨時営業許可をとることになりますが、その手数料が2,000円必要です。手数料は、期間が1日であっても、数日であっても同じだそうです。ボランティアの一環でやっているのに、利益などなく、1回の出店で2,000円の費用は到底賄えません。かといって、販売価格に上乗せすることもできません。営利目的の露店以外は、手数料について今一度検討してください。臨時営業許可を取る人の多くは年に1回とかですから、あらかじめ払っているのでしょうか、毎年やっていると、そこが何とかならないものかと思い、意見としてあげて頂きますようお願い致します。	健康福祉部	食品安全課	ご意見いただきありがとうございます。臨時営業の許可申請手数料は、三重県手数料条例で2,000円と定めています。手数料の金額は、許可申請に対し、取扱品目や施設設備について、衛生面を確保するために必要な審査を行うための事務的経費として算定しています。ボランティアの一環として営業する場合であっても、対価を求めらるべきであれば、営業者として衛生面を確保する責任が生じ、許可の手続が必要となりますので、ご理解いただきますようお願い致します。今後とも、三重県の食品衛生行政に対しご理解とご協力をいただきますようお願い致します。	すでに実施している
11	2014/7/10	電子メール	照会	災害時のペットとの避難について	最近では異常気象等で、全国のあちこちで避難勧告等が多く聞かれます。それでお聞きしたいのですが、避難先にペットを同伴することは可能なのでしょうか。東北の震災の時も避難場所での対応が違ったような記憶があります。昔と違い今はペットと言えども家族同様です。ただペットの種類や大きさ等で線引きが難しいのも事実だと思います。私の周りの何人かは「ペットの受け入れができないのなら避難しない」と言っていたのも聞いた事があります。実際にその場になってみないとわかりませんが、私も置いて避難するつもりはありません。この件についてどのようにお考えでしょうか。よろしくお願い致します。	健康福祉部	食品安全課	ご意見をいただきありがとうございます。これまでの大規模災害の経験から、全国的に飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきています。ペットとの同行避難は、飼い主が避難先でのペットの管理に責任を負うことが前提となるため、飼い主は平時からペットのしつけや健康管理を行い、飼い主との連絡先を記載した迷子札等の装着、水、餌等の常備に努めるとともに、避難所における飼育ルールを守り、ペットを適切に管理するよう努めていただく必要があります。県としましては、市町、三重県獣医師会等の関係団体等と「飼い主責任を基本とした同行避難を想定した災害時の危機管理体制」を整備することとしていますが、ペットとの同行避難が可能かどうかは避難所によって状況が異なるため、お住まいの地域の避難所を指定している市町にお問い合わせいただくなどしてご確認いただけますようお願い致します。	すでに実施している
12	2014/7/14	電子メール	提案意見	動物愛護について	公僕は県民の要望をきき、最大限に良い方向へ導いていかなくてはならない筈だと思います。それなのに、なぜ人間と関わりの深い罪も無い犬や猫を殺したがるのでしょうか。都合のいいように規則を決め、県民の要望を無視する対応は許せません。職員自身が犬や猫を嫌いなのではないかと、どこかに売り払って収入を得ようとしているのではないのかという疑惑も抱かせます。日本でワースト3に入る動物福祉発展途上県では恥ずかしいです。毎日、流れ作業で動物を殺している職員が許せません。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、犬猫の殺処分の減少を目指して、飼い主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発事業を行うとともに、保健所に収容された犬猫を新たな飼い主に譲渡する事業を実施しています。平成26年度からは、新たに策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、将来的に殺処分がゼロになることを目指して、1頭でも多く新しい飼い主へ譲渡できるよう、譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願い致します。	すでに実施している
13	2014/7/18	電話	提案意見	危険ドラッグに関する条例等について	危険ドラッグの事件がニュースで取り沙汰されています。その危険ドラッグを扱う店舗が三重県にあります。でも、ある県では店舗も自動販売機も全くありません。それは、薬物濫用防止の条例をつくり、違法な販売をさせないように知事の許可が要するような制度にしているからです。三重県も、青少年の健全な育成の面からも、そのくらい厳しくしてもらいたいと思います。ぜひとも他県のように条例を作っていただき、そういった店舗がなくなるように頑張ってください。	健康福祉部	業務感染症対策課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご指摘のとおり全国的に危険ドラッグによる健康被害や二次的な交通事故等が問題となっているところであり、当県では、危険ドラッグ対策として、販売の疑いのある店舗に対する立入検査を行うとともに、その危険性に関する情報を県ホームページに掲載するなど、県民の皆様に対する注意喚起を行っています。また、危険ドラッグについては、薬事法に基づく指定薬物に指定することで規制を行っているところですが、厚生労働省は、昨今の社会情勢を鑑み、国内流通前の迅速かつ効果的な指定や、指定のための審議会の適時開催及び緊急を要する場合の指定手続の特例の適用、指定薬物に該当しない場合に無承認医薬品として取締りを行う等の体制強化を図っています。県としましては、県警察本部等の関係機関と連携し、立入検査等の強化や県民の皆様に対して危険ドラッグの危険性に関する啓発活動などに注力し、危険ドラッグの根絶に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。※いわゆる「脱法ドラッグ」については、内閣府政策統括官から、平成26年7月22日付けで、「危険ドラッグ」という呼称で統一するよう依頼がありましたので、「危険ドラッグ」という呼称を使用しています。	すでに実施している

14	2014/8/7	電子メール	照会	看護師の奨学金について	看護師の奨学金についてお聞きしたいのですが、県の奨学金を受けて、指定の病院で5年間ではなく3年間働いた場合、返済する額はいくらになりますか。	健康福祉部	医務国保課	ご質問いただきました三重県保健師助産師看護師等修学資金につきましては、貸与年度によって制度が異なります。詳しくは、貸与時に配布しております「貸与のしおり」に掲載しておりますが、全額返還免除に必要な従事期間については、平成21年度までは「5年間」、平成22年度以降は「貸与を受けた期間に1年を加えた期間」となっております。また、ご質問の従事期間が上記期間未満であった場合でも、従事期間が貸与期間以上である場合は返還を一部免除するといった制度があります。この場合の返済額や免除額につきましては、詳細をお聞きしたうえで個別にご回答させていただくこととしておりますのでよろしく申し上げます。なお、こちらの制度も「貸与のしおり」でご確認いただくことができますので、よろしければご参照くださいますようお願いいたします。	すでに実施している
15(3)	2014/6/25	電話	苦情	民生委員制度について及び県の広報紙について	最近、民生委員が交代しました。以前の民生委員は高齢者宅をよく回ってくれていましたが、新しい民生委員は回ってきません。以前、行政相談に行ったら民生委員の役割について聞いたところ、市の職員だったと思いますが、民生委員は一人暮らし高齢者の家を回るのが仕事ですと答えていました。これはおかしいのではないのでしょうか。高齢者だけでなく、障がい者もいるし、虐待の問題もあります。民生委員は厚生労働大臣が任命するそうですが、誰が選んでいるのですか。また、今年の4月から県の広報紙が来なくなりました。聞いたところ、コンビニに行かないと見れなくなったとのことでした。これは県の方針ですか。なぜこんな不親切なことをするのでしょうか。しかもこんな大きな問題なのに県民に十分な周知もなく自治会からの通知もなく、突然来なくなったのはおかしいと思います。県は税金を徴収しておきながらこのようなことをするのは許せないと思います。先日の都議会の暴言に匹敵するひどさだと思います。これは決して小さなことではなく大問題だと思います。また、今の人たちやこれから高齢者になる人にとって、ホームページやスマホは簡単に見えるかもしれないけど、今の高齢者にそれを求めるのは無理だと思います。また、公共的な場所に置いてあるとのことを聞きましたが、動けない人や過疎地の人はどうするのでしょうか。これらのことをきちんと解決していただきたいと思います。	健康福祉部	地域福祉課	民生委員は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることとされており、県内でも4,000人以上の民生委員が各地域で活躍していただいています。民生委員の職務は、民生委員法及び児童福祉法により、地域の高齢者、障がい者、児童等をはじめとする人々からの相談を受け、それぞれの方が抱える課題を解決するため、行政をはじめ関係機関とともに支援することとされています。民生委員の選任については、福祉に理解と熱意があるか、地域の実情を良く知っているか、地域住民から信頼されているか等の観点で市町に設置された民生委員推薦会において審査され、市町から県知事へ推薦されます。県知事は県に設置された三重県社会福祉審議会に意見を聴いた後、民生委員として適当であると認める者を厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱することとなっております。県といたしましても、今後とも民生委員制度の推進・啓発を図ってまいります。	すでに実施している
16	2014/7/24	電話	提案意見	福祉医療費助成制度について	福祉医療費助成制度が三重県にもありますが、窓口で支払わなくてもいいようにしてほしいです。子どもが入院したりして医療費が高額になると、支給が遅れるので困ります。他県では受給者証を見せるだけで窓口での負担は必要ありません。三重県はなぜこのようなのですか。支払いを待っている間に病気に感染します。	健康福祉部	医務国保課	子ども医療費助成制度について貴重な意見をいただきありがとうございます。窓口負担をなくすこと（現物給付）については、ご指摘のとおり、利用される方にとって窓口の支払いがなくなり、利便性が向上するというメリットがあります。しかし、実施に伴って医療費が増大することや、国民健康保険に対する国から市町への負担金等が減額されることによって、県や市町の負担が増加するという課題があります。こうしたことから、窓口負担のあり方については、県と市町で構成する福祉医療費助成制度改革検討会を設置し、慎重に検討しているところで、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
17	2014/7/24	電話	提案意見	子育て支援について	子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。他県では補助事業として子育て支援減税手当が支給されますが、三重県はないのですか。今後、三重県で他県と同じような減税手当を支給される予定はないのですか。	健康福祉部	子育て支援課	三重県では、子育て世帯臨時特例給付金の支給に併せて、他県で実施している県単補助事業の「子育て支援減税手当」のように、三重県独自の減税手当を支給する予定はありません。	反映は困難である
18(31)	2014/6/30	電子メール	提案意見	パブリックコメントへの参加について	私が住む市で意見募集を行った際、高等学校に意見募集の依頼を行ったところ、依頼をした高等学校の生徒からは意見募集は集まらなかったそうです。高校生には、もっと地域の問題について考える訓練をしてほしいと思います。そこで、高校生に、三重県や学校所在地自治体が出すパブリックコメントに意見を出すようにしてください。パブリックコメントを書くことで、現実に地域の行政が行っている問題を知り、問題について仲間で話し合い、意見を集約して、時にはグループとしての意見を出す訓練になると思います。三重県で育った高校生が成人し、有権者となった時、積極的に地域と関わり合い、課題に対して自分の考えを持ち、時にはまとめ役として意見を述べられる人間に育ててほしいと思います。	環境生活部	私学課	ご意見をいただきありがとうございます。私立高等学校は、建学の精神に基づき、多様な教育活動を展開し地域社会に貢献できる生徒の育成に取り組んでおり、県としても助言を含め支援に努めているところです。今後も、各学校の取組が進むよう支援を行ってまいります。	すでに実施している
19	2014/8/7	面談・来訪	要望	私立学校に関する相談窓口について	私立学校の教育内容について、学校に直接意見を伝えてもなかなか改善されません。県に相談して意見を伝えたいのですが、県庁は離れており、直接伝えることが難しいと考えます。地域にも私立学校の教育内容等に関して相談できる窓口を設けて下さい。	環境生活部	私学課	ご意見ありがとうございます。ご不便をおかけして申し訳ございませんが、現在、私立学校の教育相談については、電話等又は私学課にてお話をうかがう形をとっており、引き続き、この形により相談対応させていただきたいと考えています。今後も丁寧な相談対応を心がけてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
20	2014/7/3	電話	提案意見	浄化槽保守点検業者名簿について	浄化槽の保守点検業者を知りたくて、三重県に電話したら「パソコンで三重県のホームページを見てください。三重の環境というところに掲載されています。」と言われました。「一覧表になったものをいただけないのですか。」ときいたら「三重県の庁舎が県庁に取りに来てもらったら渡せるけど。」と言われました。私は遠いので県庁舎まで取りに行くのは大変です。遠隔地に住んでいる県民に対するサービスをどう思っておられるのですか。パソコンが見られなくて、庁舎にも取りに行けない人はどうするのですか。どのように対応をする決まりになっているのかを教えてください。その後、パソコンで三重県のホームページにどうにかたどり着き、三重の環境のページを見ました。そこに浄化槽の保守点検業者名簿が各市町に分けて掲載されていたのですが、その名簿がすぐ見にくいものでした。もう少しわかりやすくできないのですか。それにある業者の電話番号が間違っていました。こんなことはあってはならないことですよね。おまけに、ほかの業者に電話したら「うち是一般家庭はやってないんです。ビル、学校だけなんです。」と言われました。そう言われたのは1社だけではなかったです。このような情報があらかじめ名簿に記載されていたら、こんな思いはしなくてよかったです。こういう情報の記載はするべきなのではないですか。何か理由があってしないのですか。早急にホームページの浄化槽保守点検業者のところを見直してください。	環境生活部	大気・水環境課	貴重なご意見ありがとうございます。浄化槽保守点検業者の情報については、県ホームページでの名簿閲覧又は各県庁舎の環境室にお問い合わせいただくことで対応しております。ご指摘のありました浄化槽保守点検業者の電話番号の間違ひについては、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。なお、浄化槽保守点検業者の営業対象の詳細については、三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例上も求めておらず、このため県では情報を持っておりません。今後とも、浄化槽保守点検業者の名簿を分かりやすく見ていただけるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いします。	施策の参考とする

21 (B)	2014/ 7/29	提案箱	提案 意見	職員駐車場の利用について	鈴鹿庁舎の駐車場は白線が狭く、車に乗り降りする際、隣の車にぶつかりそうになります。少しでも周囲の駐車場利用者が快適に利用できるよう、庁舎全体で車のサイドミラーをたたむ運動を試みてはいかがでしょうか。小さな気遣いから職場環境が良いものに改善されるかもしれません。	鈴鹿庁舎	地域調整防災総合事務所	貴重なご提案をいただきありがとうございます。この度は、県鈴鹿庁舎駐車場において不快感を与えてしまいお詫び申し上げます。県鈴鹿庁舎ではご来庁いただく方が少しでも快適に駐車場をご利用いただけるよう、庁舎に近いうちスペースを来庁者用駐車スペースとして確保しています。なお、ご提案いただきました内容につきましては、庁舎内職員に周知させていただきます。今後も一層県民の皆さんが気持ちよく鈴鹿庁舎にご来庁いただけますよう努めてまいりますのでご理解願います。	県民の声を受けて実施した
22	2014/ 7/4	提案箱	提案 意見	庁舎でのコピーサービスについて	庁舎内にコピーサービスを設置してください。以前からとても不便です。市役所には前からあります。県なんですから、ぜひお願いします。	伊勢庁舎志摩庁舎	地域活性化地域活性化局	ご意見を頂きありがとうございます。有料のコピー機の設置については、事業者に依頼することになります。事業者によりまして、コピー機の設置は、一定枚数以上の利用が前提とのことであり、伊勢庁舎では採算ベースに見合うほどの需要が見込めないことから、直ちにご意見に沿うことは困難な状況です。つきましては、ご不便をおかけしますが、近隣の店舗等をご利用いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
23	2014/ 7/8	電話	激励・賛同	庁舎の案内カウンターについて	伊勢庁舎の玄関を入ってすぐに案内カウンターがありますが、そこにはいつもきれいにお花が活けてあります。先週は藤が活けてあり、今日行ったら杉玉が飾ってありました。そういった配慮がとてもいいと思います。官公庁はどうしても堅いイメージで入りにくいと思うのですが、お花が活けてあるのを見るだけで、気軽に入れる感じがします。これからは、誰もが気軽に入れるような庁舎であって欲しいと思います。いろいろと大変な仕事と思いますが、頑張ってください。応援している市民もいます。	伊勢庁舎志摩庁舎	地域活性化地域活性化局	この度は激励のお電話をいただき、ありがとうございました。今後も、来庁された皆様への満足度の向上に努めてまいります。	すでに実施している
24	2014/ 7/24	電子メール	提案 意見	ジビエについて	鹿肉でドッグフードを作ってください。	農林水産部	獣害対策課	獣肉の利活用に関し、貴重なご意見をありがとうございます。鹿肉を使用したドッグフードはすでに企業により商品開発をされており、三重県の鹿肉も利用されています。今後は獣肉を使用した商品をより多くの方に利用いただくために、企業によるPRの支援や県及び関係機関が実施するイベントなどの各種機会を活用しながら周知していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。	すでに実施している
25 (26)	2014/ 6/30	電子メール	提案 意見	バイオマスによる産業育成について	県民の声に寄せられている、バイオマスの利用について、三重県は真剣に政策を考えているのでしょうか。何度か、バイオマスエネルギーに関する意見が県民の声に寄せられた際、雇用経済部エネルギー政策課がすべて回答していますが、先日、間伐材についての意見で、初めて、農林水産部森林・林業経営課が回答しました。なぜ具体的な間伐材という名前が出たら、農林水産部で、バイオマスなら雇用経済部なのですか。縦割り行政を解消して、農林水産部、雇用経済部、もしくは関係していると思われる部署で、意見交換及び合同プロジェクトを立ち上げて欲しいと思います。	農林水産部	森林・林業経営課	雇用経済部エネルギー政策課の回答と同じです。	すでに実施している
26 (25)	2014/ 6/30	電子メール	提案 意見	バイオマスによる産業育成について	県民の声に寄せられている、バイオマスの利用について、三重県は真剣に政策を考えているのでしょうか。何度か、バイオマスエネルギーに関する意見が県民の声に寄せられた際、雇用経済部エネルギー政策課がすべて回答していますが、先日、間伐材についての意見で、初めて、農林水産部森林・林業経営課が回答しました。なぜ具体的な間伐材という名前が出たら、農林水産部で、バイオマスなら雇用経済部なのですか。縦割り行政を解消して、農林水産部、雇用経済部、もしくは関係していると思われる部署で、意見交換及び合同プロジェクトを立ち上げて欲しいと思います。	雇用経済部	エネルギー政策課	ご意見いただき、ありがとうございました。三重県では、地域資源や地域特性を生かした新エネルギーの積極的な導入を促進し、併せて地球温暖化対策や産業振興の観点から、平成24年3月に新エネルギービジョンを策定しました。この中で、木質バイオマスのエネルギー利用については、県土の3分の2を占める森林における未利用の木質バイオマスを活用した発電・熱利用の導入を促進するとともに、林業振興による適正な森林管理への相乗効果を図るため、農林水産部と雇用経済部が連携して取り組んでいるところです。間伐材は木質バイオマスエネルギーとしての利用だけでなく製紙材料等としても利用されていることから、間伐材に係るご意見、ご質問については農林水産部で回答しています。ご指摘いただきましたとおり、間伐材を木質バイオマスエネルギーとして活用していくに当たっては今後も関係部局の連携のもと、引き続き取組を進めていく方針です。	すでに実施している
27	2014/ 7/14	電話	提案 意見	県営住宅の入居条件について	県営住宅の入居の際、DV被害者の家庭に対する優遇措置はあるのに、父子家庭にはありません。生活が苦しい父子家庭にも配慮があってもいいのではないかと思います。どうでしょうか。	県土整備部	住宅課	この度は、県営住宅の入居に関して貴重なご意見をいただきありがとうございます。県営住宅の入居について、優先的に選考して入居を決定することができる者（優先対象者）を三重県営住宅条例で定めていますが、現在のところ父子家庭は優先対象者には該当しません。今後、ひとり親家庭を取り巻く状況の変化等を踏まえ、優先対象者についての見直しに取り組んでいきたいと考えています。	施策の参考とする
28	2014/ 7/9	電子メール	提案 意見	原子力発電に関する議長発言について	先日の議長定例会見での議長の発言は釈明にすらなっていません。原発を巡る発言についての説明は一体何かと目耳を疑うものでありました。新聞報道とホームページの会見動画でも確認しましたが、ひたすら「決議について不勉強」を繰り返しているだけではないですか。そもそも、原発立地を推進すべきと考えているのか、いないのか、どちらの立場にて就任会見での発言になったのか、また、2回目の会見もどういう立場で釈明らしきものを喋っているのか、まったく分かりません。問題なのは決議についての不勉強、認識がどうこうではありません。原発立地推進に向けて、県議会は舵をきったのかということなのです。いま地方議会の、議員の質が問われています。三重県議会、改革先進議会というなら、誠意をもって、わたしの疑念に答えてください。	議会事務局	議会事務局	この度は定例記者会見における議長発言により、県民の皆様方に誤解や混乱を生じさせ、大変ご迷惑をおかけすることとなりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。この件につきましては、7月7日の議長定例記者会見におきまして議長自ら陳謝し、発言の撤回をさせていただきました。過去に採択された「決議」に対する認識が誤っていたため、このような誤解や混乱を招く結果となりましたが、ご質問にありますように、原発立地推進に向けて県議会が舵を切ったということは全くございませんので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、いただきましたご意見につきましては、全議員に周知させていただきます。	すでに実施している

29	2014/7/14	電子メール	提案意見	集団的自衛権反対の決議について	先般、集団的自衛権反対を県議会で決議されましたが、反対の内容をお知らせください。また、賛成された議員名をお知らせ下さい、今後の投票の一助とします。	議会事務局	議会事務局	まず、県議会では、集団的自衛権行使を容認することに反対する決議は、議決されておりませんので、ご了承ください。県議会では、6月定例会議において、意見書案第8号「集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更について慎重な検討を求める意見書案」が提出されましたが、6月27日の本会議における討論・採決の結果、可否同数となったため、議長の裁決により、否決されました。この意見書案に対する議員別の賛否の状況については、下記ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。 http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/honkaigi/singikekka/pdf/2014/26-0627.pdf なお、いただきましたご意見は、全議員に周知します。【参考】この意見書案の内容は、「政府の集団的自衛権の行使に関する解釈を便宜的に変更することを認めるならば、時の内閣の判断によって、自衛権の行使として認められる範囲を恣意的に変更することを容認することになり、憲法上重要な規定の法的安定性を欠くこととなる」、「憲法上重要な規定の解釈の変更を行う場合には、与党間調整、閣議決定等の手続で足りるものとするべきではなく、国民的な議論、近隣諸国への影響等を踏まえ、民主主義のプロセスに従った、慎重な検討が行われるべきである」と論じ、国に対し、「集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更については、恣意的な変更とならず、また、民主主義のプロセスに従い、慎重に検討が行われること」を要望するものでした。	すでに実施している
30	2014/7/22	電子メール	提案意見	政務活動費について	他県の県議会議員の政務活動費に関する不正行為が世間を騒がせましたが、三重県議会議員もしていないかと心配です。私には詳細な資料を見てもわからないので、専門家に調査していただきたいです。	議会事務局	議会事務局	本県では、政務活動費の収支報告書に対する専門家の調査は実施しておりませんが、本県議会で作成した「政務活動費ガイドライン」に基づき支出されていることを議会事務局において確認しています。収支報告書は、議会図書室において誰でも手続なしに自由に閲覧ができるようにしており、その用途の透明性の確保に努めているところです。なお、いただいたご意見につきましては、全議員に周知します。	すでに実施している
31 (18)	2014/6/30	電子メール	提案意見	パブリックコメントへの参加について	私が住む市で意見募集を行った際、高等学校に意見募集の依頼を行ったところ、依頼をした高等学校の生徒からは意見募集は集まらなかったそうです。高校生には、もっと地域の問題について考える訓練をしてほしいと思います。そこで、高校生に、三重県や学校所在地自治体が出すパブリックコメントに意見を出すようにしてください。パブリックコメントを書くことで、現実に地域の行政が行っている問題を知り、問題について仲間で話し合い、意見を集約して、時にはグループとしての意見を出す訓練になると思います。三重県で育った高校生が成人し、有権者となった時、積極的に地域と関わり合い、課題に対して自分の考えを持ち、時にはまとめ役として意見を述べられる人間に育ってほしいと思います。	教育委員会	高校教育課	ご意見ありがとうございます。三重県立高等学校では、生徒が地域に興味関心を持つことができるよう、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等、様々な機会を通して、地域と連携した取組を行っているところです。地域の問題について自らの意見を述べるためには、「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」が必要であり、変化の激しい社会を担う生徒たちに、引き続き、学校の教育活動全般を通して育成していきたいと考えております。今後とも、各学校と地域との連携を深め、地域行政等に興味関心を持ち、主体的に行動できるような生徒を育成することができるよう取り組んでまいります。	施策の参考とする
32 (9)	2014/7/1	電子メール	提案意見	上げ馬神事について	伝統的な行事だということですが、馬にとって怪我等危険を伴うものだと知りました。現代の時代に合った生き物に優しいご判断をご検討していただけるよう望みます。	教育委員会	社会教育・文化財保護課	ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。県教育委員会では、上げ馬神事について、神事における馬の取扱い、青少年の健全育成、神事の安全な実施の観点から改善が行われるよう、指定文化財の保持団体に対し、これまで勧告や助言を行ってきました。また、今年度の神事についても、改善を踏まえた文化財の適切な継承が行われるよう求めてきました。今後も、さらなる改善に向けて、文化財保持団体の自主的な取組が行われるよう、求めていくこととしています。ご意見につきましては、地元関係者に伝えさせていただきます。	すでに実施している
33	2014/7/19	電話	苦情	教員採用試験について	教員採用選考試験を県立高校で行っていますが、学校に向かう受験者の交通マナーが悪いです。道いっばいに広がって歩いているし、左側通行もしています。また、送迎の車両による交通混雑や路上駐車もあり目に余ります。何度も対応をするよう連絡していますが、主催者（教職員課）の対応が悪いです。	教育委員会	教職員課	県教育委員会は、平成26年7月19日（土）に、教員採用選考試験第1次試験を実施しました。ご指摘の県立高校は同選考試験の会場のひとつとして、1,000人程度の受験者が利用したため、当日の朝7時半頃から8時半頃まで、駅から試験会場に向かって多くの受験者が歩いていたと思われます。当課といたしましては、選考試験の実施要項において、受験者への注意事項として会場付近への自家用車等の乗り入れ（送迎を含む）を厳禁とし、当日は校門付近に歩行マナーや交通事情の監視等のために係員を配置しておりましたが、人員に限りがあり校外の巡視は行っていませんでした。会場近隣にお住いの皆様にはご迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。次年度以降は、受験者への事前案内を徹底するとともに、朝の校外巡視ができるよう検討してまいります。	次年度以降に反映したい